明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（四二）　二

〔省　令〕

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令（**財務**四）　二

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**消費者庁**一）　二

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**四三）

○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件（**同**四四）

○戸籍が滅失した件（**法務**八〇）

○「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件（**外務**三五）　三

○著作権法施行令第七条の七第一項第一号及び第二号（これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年文化庁告示第二十六号の一部を改正する告示（**文化庁**一七）

○医療法第四条の三第一項の規定に基づき臨床研究中核病院と称することを承認した病院について公示する件（**厚生労働**三〇）

○保安林の指定をする件（**農林水産**四〇七～四一三）

○保安林の指定を解除する件（**同**四一四、四一五）

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**二）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**三〇〇～三〇二）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**三〇三）　七

○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**同**三〇四）

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**同**三〇五）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件（**同**三〇六）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**二六）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**二五）　八

○都市計画に関する件（**同**二六～二八）　九

○道路に関する件（**四国地方整備局**一五）

〔国会事項〕

会計検査院　一〇

〔人事異動〕

諸事項　一〇

〔皇室事項〕

特定保険募集人の所在の確知等、公示送達関係　一〇

〔公　告〕

官庁

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一

裁判所

厚生年金基金変更関係　一二六

特殊法人等

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四二号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二八年一〇月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。